

### 事務処理フロー図

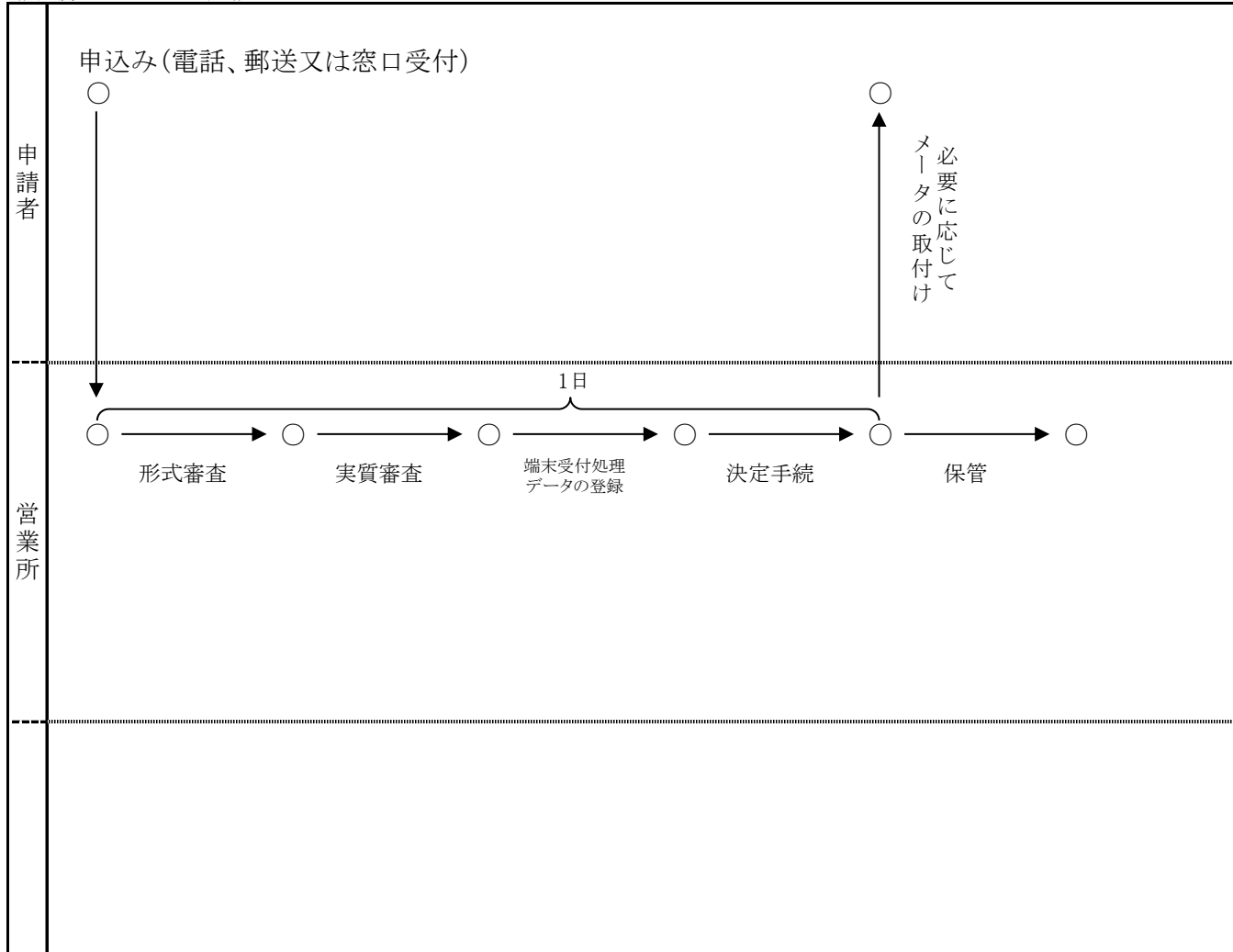
事務名	給水契約の申込み
根拠法令	東京都給水条例第13条

作成部署 水道局サービス推進部業務課業務担当 電話03-5320-6427

標準処理期間計	1日
---------	----

《事務処理フロー図》

《事務処理フロー図の説明》



項番	項目	説明
1	形式審査	給水契約名義、請求先、申込者を確認します。 また、申込みのあった水道所在地に使用可能な給水装置があるか端末機で確認します。
2	実質審査	東京都給水条例第13条第2項に基づき、その給水装置が水道法令に定める基準等に適合しているか確認します。
3	端末受付処理、データの登録	端末機で受付処理を行い、お客様の情報をデータベースに登録します。
4	決定手続	承認について決定します。
5	メータの取付け	必要に応じてメータの取付けを行います。
6	保管	「開始申込みはがき」又は「水道開始申込書」の提出による申込みの場合には、申込書を保管します。